



2017年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2017年5月28日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月4日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（57歳）は、大学卒業後に入社した広告代理店を退職後、43歳のときにフリーのデザイナーとして個人事務所を立ち上げた。Aさんは、丁寧な仕事で、取引先からの評価が高く、安定した収入を確保しているが、最近、体調を崩したこともあり、いつまで現在のように働き続けることができるのか、不安に思うことが多くなった。Aさんは、老後の生活資金の準備として、どれくらいの年金額を受給することができるのか、公的年金制度について知りたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、知人であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさん夫婦に関する資料＞

(1) Aさん（57歳）

- ・昭和35年1月10日生まれ
- ・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

昭和55年1月

平成15年3月

国民年金 未加入期間 (27月) (20歳)	厚生年金保険被保険者期間 (251月) 平均標準報酬月額：30万円 (43歳)	国民年金 保険料納付済期間 (202月) (60歳)
---------------------------------	--	-------------------------------------

(2) 妻Bさん（50歳）

- ・昭和42年3月15日生まれ／専業主婦（月5万円程度のパート収入あり）
- ・公的年金加入歴：20歳からAさんと結婚するまでの6年間（72月）は、厚生年金保険に加入。Aさんとの結婚後、国民年金に第3号被保険者として10年（120月）加入し、Aさんの独立後は国民年金に第1号被保険者として加入している。保険料の免除期間や未納期間はない。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。昭和35年1月生まれのAさんは、原則として、64歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

Aさんが65歳に達すると、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は（①）円（平成28年度価額）です。

また、65歳から支給される老齢厚生年金には、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間が（②）年以上あり、かつ、Aさんと生計維持関係にある妻Bさんが厚生年金保険の被保険者期間が（②）年以上ある老齢厚生年金等を受給していないため、妻Bさんが65歳に達するまでの間、配偶者の加給年金額が加算されます。したがって、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は（③）円となります」

<資料>

老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{4} \times \frac{\text{○}}{\text{□}} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{4} \times \frac{\text{△}}{\text{□}}}{480}$$

老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,626円×被保険者期間の月数

$$- 780,100円 \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝390,100円

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「昭和42年3月生まれの妻Bさんは、Aさんのように、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」
- ② 「国民年金の第3号被保険者であった期間(120月)は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません」
- ③ 「妻Bさんが65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に振替加算額が加算されます」

《問3》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさん夫婦の老後の年金収入を増やす各種制度の留意点について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、60歳以上65歳未満の間に、国民年金に任意加入して国民年金の保険料を納付することにより、65歳からの老齢基礎年金の年金額を増額させることができます」
- ② 「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やすために、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、妻Bさんが付加保険料を108月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として43,200円が上乗せされます」
- ③ 「国民年金の第1号被保険者は、老後の年金収入を増やすために、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。ただし、確定拠出年金の個人型年金は、60歳になるまでの通算加入者等期間が10年以上なければなりませんので、Aさんおよび妻Bさんは加入することはできません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

大手メーカーに勤務しているAさん（39歳）は、専業主婦の妻Bさん（36歳）および長女Cさん（7歳）の3人家族である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから生命保険の見直しを勧められた。Aさんが現在加入している生命保険は、結婚前に加入したもので、これまで何度か見直しの提案を受けたが、タイミングが合わず、加入当時の保障内容が続いている。

Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料等は、以下のとおりである。

＜提案を受けている生命保険に関する資料＞

保険の種類：5年ごと配当付終身保険（65歳払込満了）

月払保険料（集団扱い）：17,884円

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん／死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	700万円	10年
収入保障特約（注）	年額60万円×65歳まで	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年

※そのほかに、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約を付加している。

（注）最低支払保証期間は5年（最低5回保証）

＜現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類：定期保険特約付終身保険（65歳払込満了）

契約年月日：平成14年5月1日／月払保険料（集団扱い）：18,420円

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん／死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	3,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※平成24年5月1日、特約を更新している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、下記の〈前提〉においてAさんが死亡した場合、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ～ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈前提〉

- ・妻Bさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
- ・妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点において、Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、(①)歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。妻Bさんが受け取る遺族基礎年金の額は、『子』が1人のため、(②)円(平成28年度価額)になります。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(③)相当額になります。また、長女Cさんについて(①)歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に(④)が加算されます。なお、(④)の額は585,100円(平成28年度価額)になります」

語句群

- イ. 16 ロ. 18 ハ. 20 ニ. 780,100 ホ. 1,004,600
ヘ. 1,229,100 ト. 3分の2 チ. 4分の3 リ. 80%
ヌ. 加給年金 ル. 中高齢寡婦加算 ヲ. 経過的寡婦加算

《問5》 次に、Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「遺族に必要な資金額の補てんとして、葬儀費用や教育費等は終身保険および定期保険特約の一時金を、遺族の生活費は収入保障特約の年金額を充当するという考え方があります。必要保障額の逡減に合わせて、保険料の支払額を抑制しつつ、過不足のない適正額の死亡保障を準備することをお勧めします」
- ② 「先進医療の治療を受けた場合、診察料、投薬料などは公的医療保険が適用されますが、先進医療の技術料は全額自己負担になります。また、一部の先進医療については技術料が200～300万円と高額となるケースもありますので、先進医療特約の付加をお勧めします」
- ③ 「厚生労働省の患者調査等の各種データでは、入院日数が年々長期化しており、退院後の通院時の療養に係る費用負担も大きくなっています。疾病・災害入院給付金等の保障および退院後の通院保障をカバーする最新の医療保障への見直しをお勧めします」

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けている生命保険に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが死亡した場合、収入保障特約から受け取る年金額について、当該年金受給権が『定期金に関する権利の評価』に基づき評価されて相続税の課税対象となります。なお、当該年金受給権は、一時金で受け取る死亡保険金と異なり、『500万円×法定相続人の数』に係る非課税金額の規定の適用を受けることができません」
- ② 「Aさんが死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から毎年受け取る年金は、雑所得として課税の対象となります。具体的には、課税部分と非課税部分に振り分けたうえで、課税部分の所得金額についてのみ課税されます」
- ③ 「Aさんが現在加入している生命保険の保険料は、旧制度の一般生命保険料控除（適用限度額：所得税5万円、住民税3万5,000円）が適用されていますが、今回提案を受けている生命保険に見直した場合、生命保険料控除は新制度となり、一般生命保険料控除および介護医療保険料控除が適用されます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（50歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、先日、自身の退職金準備の方法について、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、退職金準備の方法の1つとして、逓増定期保険を紹介された。Mさんがタブレット端末を活用し、Aさんに提示したモデルプランは、以下のとおりである。

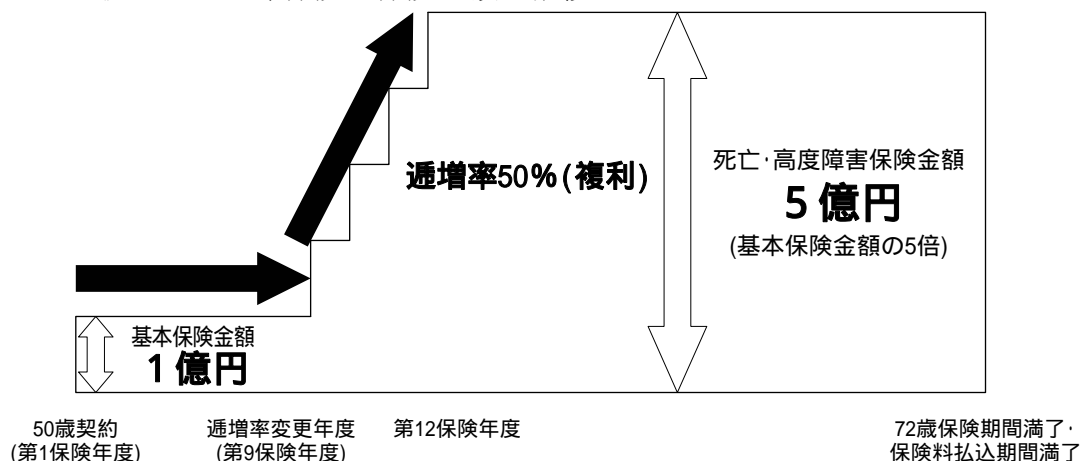
<Mさんが提示した生命保険の内容>

保険の種類	無配当逓増定期保険（特約付加なし）
契約予定年月	平成29年6月
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	72歳満了
基本保険金額	1億円
逓増率変更年度	第9保険年度
年払保険料	850万円
解約返戻金額（契約から9年目）	7,150万円

※経過3年目以降において、払済終身保険に変更することができる。

※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

<Mさんが提示した生命保険の保険金額の推移>



※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）29年3カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「△△△」で示してある。

〈退職所得控除額〉

（①）万円+70万円×（□□□年-20年）=（②）万円

〈退職所得の金額〉

（5,000万円-（②）万円）×△△△=（③）万円

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の逡増定期保険について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、空欄は解答用紙の記載に従って、数値を記入すること。また、空欄は解答用紙の「雑収入/雑損失」のいずれかから選び、印で囲みなさい。

「当該生命保険の場合、保険期間開始時から当該保険期間の（①）割に相当する期間においては、支払保険料の（②）を前払保険料として資産に計上し、残りの支払保険料については、一般の定期保険の支払保険料の取扱いと同様に、期間の経過に応じて損金の額に算入します。なお、（①）割に相当する期間を経過した後の期間においては、支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、それまでに資産に計上した前払保険料の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入します。

当該生命保険の解約返戻金は、役員退職金の原資や設備投資等の事業資金として活用することができます。仮に、X社が契約から9年目に当該生命保険契約を解約する場合、X社が解約時まで支払った保険料の総額は7,650万円（850万円×9回）となりますので、それまで資産計上していた前払保険料（③）万円を取り崩し、受け取った解約返戻金との差額を（④）として経理処理します」

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の逓増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「逓増定期保険の返戻率は、逓増率変更年度から上昇し、保険期間満了時にピークを迎えます。したがって、加入される前に返戻率のピーク時期と勇退予定時期が合致しているかを確認してください」
- ② 「契約から10年目に当該生命保険契約を払済終身保険に変更する場合、変更時に経理処理をする必要はなく、その後の解約返戻金または死亡保険金の受取時に経理処理します」
- ③ 「X社が緊急資金を必要とした際には、契約者貸付制度を利用することにより、当該生命保険契約を解約することなく、資金を調達することができます。なお、X社が契約者貸付金を受け取った場合、契約は継続しているため、経理処理をする必要はありません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさん、二女Dさんおよび三女Eさんとの5人家族である。Aさんは、平成28年中に妻Bさんの入院・手術費用として医療費30万円を支払ったため、医療費控除の適用を受けた。

Aさんとその家族に関する資料および平成28年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（60歳）： 会社員
妻Bさん（53歳）： 専業主婦。平成28年中の収入はない。
長女Cさん（26歳）： 会社員。平成28年分の給与収入は400万円である。
二女Dさん（24歳）： アルバイト。平成28年分の給与収入は160万円である。
三女Eさん（20歳）： 大学生。平成28年中に収入はない。

＜Aさんの平成28年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額： 1,000万円

(2) 養老保険（月払・60歳満期）の満期保険金

- 契約年月： 昭和63年6月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
満期保険金額： 500万円
正味払込済保険料： 380万円

(3) 一時払養老保険（保険期間10年）の満期保険金

- 契約年月： 平成18年6月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
満期保険金額： 530万円
一時払保険料： 500万円

※妻Bさん、長女Cさん、二女Dさんおよび三女Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税の計算における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

所得控除は基礎控除を含め14種類あるが、そのうち雑損控除、医療費控除および(①)の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。

Aさんの平成28年分の医療費控除額を求める計算式は、下記の<算式>のとおりである。医療費控除は、Aさんのように総所得金額等の合計額が(②)万円以上である者の場合、その年中に支払った医療費の総額が(③)万円を超えていなければ、その適用を受けることはできない。

<算式>

$$\left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \\ \hline \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{|l|} \hline \text{保険金など} \\ \text{で補てんさ} \\ \text{れる金額} \\ \hline \end{array} \right. - (\text{③}) \text{万円} = \begin{array}{|l|} \hline \text{医療費} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array}$$

語句群

イ. 10 ロ. 15 ハ. 25 ニ. 200 ホ. 300 ヘ. 400
ト. 住宅借入金等特別控除 チ. 寄附金控除 リ. 配当控除

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが受け取った一時払養老保険の満期保険金は、源泉分離課税の対象となりますので、確定申告をする必要はありません」
- ② 「二女Dさんの合計所得金額は38万円を超えますので、Aさんは二女Dさんに係る扶養控除の適用を受けることができません」
- ③ 「医療費控除の適用を受けるために、e-Taxを利用して確定申告書の提出を行う場合、医療費の領収書の記載内容を入力して送信することにより、医療費の領収書の提出または提示を省略することができます」

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	給与所得の金額	□□□円
	一時所得の金額	□□□円
(a)	総所得金額	(①) 円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	50,000円
	地震保険料控除	20,000円
	配偶者控除	380,000円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	(③) 円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
~ 180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ~ 360	収入金額×30%+18万円
360 ~ 660	収入金額×20%+54万円
660 ~ 1,000	収入金額×10%+120万円
1,000 ~ 1,200	収入金額×5%+170万円
1,200 ~	230万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
195	5%	—
195 ~ 330	10%	9万7,500円
330 ~ 695	20%	42万7,500円
695 ~ 900	23%	63万6,000円
900 ~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800 ~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000 ~	45%	479万6,000円

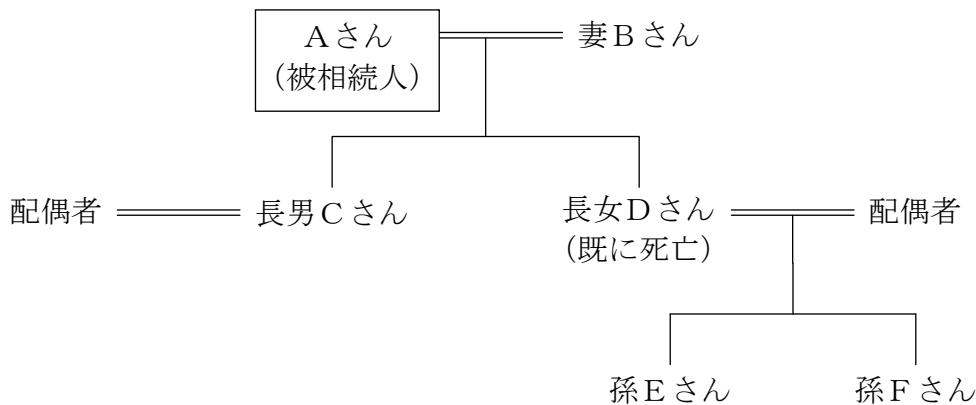
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

非上場の同族会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、平成29年4月25日に病気により70歳で死亡した。Aさんが保有していたX社株式（発行済株式総数のすべて）は、後継者である長男Cさんが相続により取得した。Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

<親族関係図>



<各人が取得した相続財産（みなし相続財産を含む）>

①妻Bさん

現金および預貯金 …… 4,000万円
自宅（敷地400㎡） …… 1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後）
自宅（建物） …… 1,000万円（固定資産税評価額）
死亡退職金 …… 5,000万円

②長男Cさん

現金および預貯金 …… 5,000万円
死亡保険金 …… 2,500万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は長男Cさん）
X社株式 …… 1億4,500万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

③孫Eさん

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Fさん

現金および預貯金 …… 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

i) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

「妻Bさんが相続により取得した自宅の敷地は、『特定居住用宅地等』に該当し、その敷地のうち330㎡までの部分について、通常の価額から (①) %相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」

ii) 死亡保険金

「長男Cさんが受け取った死亡保険金 (2,500万円) は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。長男Cさんが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は (②) 万円です」

iii) X社株式

「X社株式の相続税評価額は、原則として類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに1株当たりの (③)、1株当たりの利益金額、1株当たりの純資産価額の3つの比準要素を基に計算されます」

語句群

イ. 50 ロ. 75 ハ. 80 ニ. 500 ホ. 1,000 ヘ. 1,500
ト. 資本金等の金額 チ. 売上金額 リ. 配当金額

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが平成29年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始のあったことを知った日の翌日から4カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- ② 「相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内です。なお、申告書の提出先は、原則として、被相続人であるAさんの(死亡時の)住所地を所轄する税務署長となります」
- ③ 「孫Eさんおよび孫Fさんは長女Dさんの代襲相続人となりますので、相続税額の2割加算の対象にはなりません」

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Eさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Fさんに係る課税価格	2,000万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
	課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	□□□万円
(c)	相続税の総額	(③) 万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円